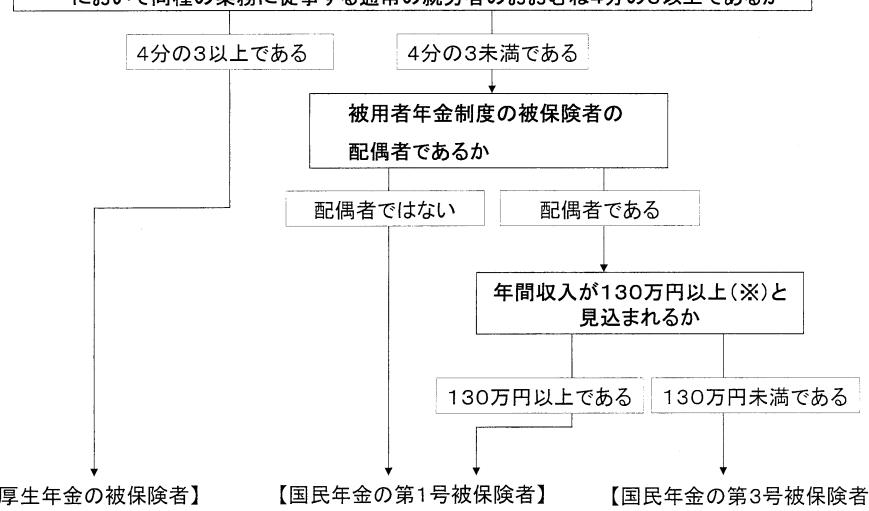
## 短時間労働者への厚生年金・国民年金の適用について

1日又は1週間の所定労働時間、1カ月の所定労働日数がそれぞれ当該事業所 において同種の業務に従事する通常の就労者のおおむね4分の3以上であるか



【厚生年金の被保険者】

【国民年金の第3号被保険者】

(国民年金の第2号被保険者)

※ここでいう「収入」には給与の他、資産所得等、継続して入る収入が含まれる(資産所得、事業所得等経費を 要するものについては必要経費控除後)。

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

健康保険及び厚生年金保険の事業運営に当たって は平素から格段の御尽力をいただき厚くお礼申し上 げます。

さて、短時間就労者(いわゆるパートタイマー) にかかる健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格 の取扱いについては、各都道府県、社会保険事務所 において、当該地方の実情等を勘案し、各個別に取 扱基準を定めるなどによりその運用が行われている ところです。

もとより、健康保険及び厚生年金保険が適用されるべきか否かは、健康保険法及び厚生年金保険法の趣旨から当該就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかにより判断すべきものですが、短時間就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかについては、今後の適用に当たり次の点に留意すべきであると考えます。

1 常用的使用関係にあるか否かは、当該就労者の 労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総 合的に勘案して認定すべきものであること。 2 その場合、1日又は1週の所定労働時間及び1 月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきものであること。

3 2に該当する者以外の者であっても1の趣旨に 従い、被保険者として取り扱うことが適当な場合 があると考えられるので、その認定に当たっては、 当該就労者の就労の形態等個々具体的事例に即し て判断すべきものであること。

なお、貴管下健康保険組合に対する周知方につきましても、併せて御配意願います。

以上、要用のみ御連絡申し上げます。

敬具

昭和55年6月6日

厚生省保險局保險課長川崎幸雄社会保險庁医療保険部

健康保險課長内藤 洌 社会保険庁年金保険部

厚生年金保険課長片山 巌

都道府県民生主管部(局)保険課(部)長 殿

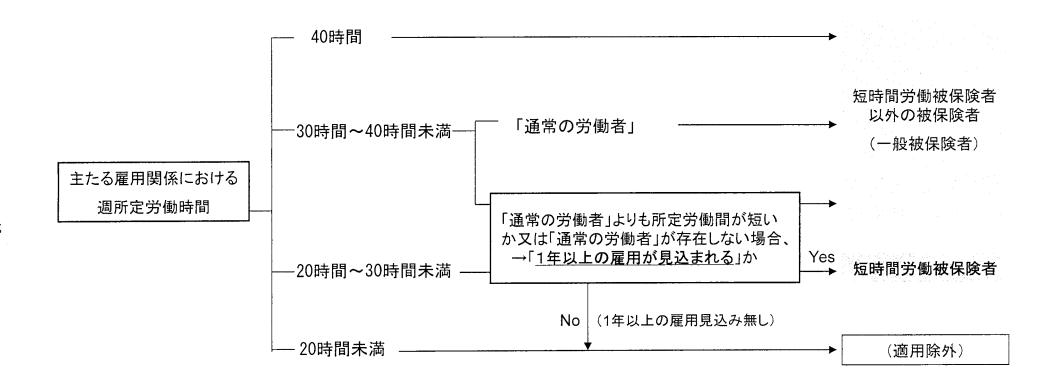
## 標準報酬月額等級表 (厚生年金)

標準報酬		藤貝 幡舜		厚生年金保険料		
				厚生年金保険料率 14.642%		
				14.042% (平成18年9月~平成19年8月)		
等級	月額			全額(円)	折半額(円)	
		円以上	円未満			
1	98, 000	~	101, 000	14, 349. 16	7, 174. 58	
2	104, 000	101,000 ~	107, 000	15, 227. 68	7, 613. 84	
3	110, 000	107, 000 ~	114, 000	16, 106. 20	8, 053. 10	
4	118, 000	114, 000 ~	122, 000	17, 277. 56	8, 638. 78	
5	126, 000	122, 000 ~	130, 000	18, 448. 92	9, 224. 46	
6	134, 000	130, 000 ~	138, 000	19, 620. 28	9, 810. 14	
7	142, 000	138, 000 ~	146, 000	20, 791. 64	10, 395. 82	
8	150, 000	146, 000 ~	155, 000	21, 963. 00	10, 981. 50	
9	160, 000	155, 000 ~	165, 000	23, 427. 20	11, 713. 60	
10	170, 000	165, 000 ~	175, 000	24, 891. 40	12, 445. 70	
11	180, 000	175, 000 ~	185, 000	26, 355. 60	13, 177. 80	
12	190, 000	185, 000 ~	195, 000	27, 819. 80	13, 909. 90	
13	200, 000	195, 000 ~	210, 000	29, 284. 00	14, 642. 00	
14	220, 000	210, 000 ~	230, 000	32, 212. 40	16, 106. 20	
15	240, 000	230, 000 ~	250, 000	35, 140. 80	17, 570. 40	
16	260, 000	250, 000 ~	270, 000	38, 069. 20	19, 034. 60	
17	280, 000	270, 000 ~	290, 000	40, 997. 60	20, 498. 80	
18	300, 000	290, 000 ~	310, 000	43, 926. 00	21, 963. 00	
19	320, 000	310, 000 ~	330, 000	46, 854. 40	23, 427. 20	
20	340, 000	330, 000 ~	350, 000	49, 782. 80	24, 891. 40	
21	360, 000	350, 000 ~	370, 000	52, 711. 20	26, 355. 60	
22	380, 000	370, 000 ~	395, 000	55, 639. 60	27, 819. 80	
23	410, 000	395, 000 ~	425, 000	60, 032. 20	30, 016. 10	
24	440, 000	425, 000 ~	455, 000	64, 424. 80	32, 212. 40	
25	470, 000	455, 000 ~	485, 000	68, 817. 40	34, 408. 70	
26	500, 000	485, 000 ~	515, 000	73, 210. 00	36, 605. 00	
27	530, 000	515, 000 ~	545, 000	77, 602. 60	38, 801. 30	
28	560, 000	545, 000 ~	575, 000	81, 995. 20	40, 997. 60	
29	590, 000	575, 000 ~	605, 000	86, 387. 80	43, 193. 90	
30	620, 000	605, 000 ~	635, 000	90, 780. 40	45, 390. 20	

※ 国民年金保険料 13,860円 (平成18年度)

14,100円 (平成19年度)

### 雇用保険の適用基準(短時間労働者の適用範囲)



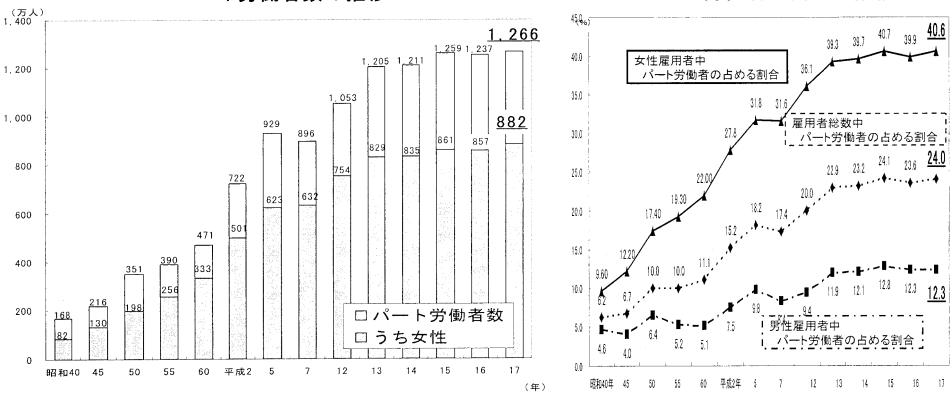
- (注)1. 日雇労働者及び季節労働者(短期雇用特例被保険者)には、それぞれ特別の被保険者資格を設けている。
  - 2. 年収要件は、平成13年施行の法改正に伴い廃止された。

#### パート労働者数・割合の動向

- 〇パート労働者数は、平成17年には1,266万人に達し、非農林雇用者中に占める割合は24%と、約20年前の昭和55年の10%から大きく上昇している。
- 〇また、女性雇用者中パート労働者の占める割合は40%、男性雇用者中パート労働者の占める割合は12%に達している。

#### パート労働者数の推移

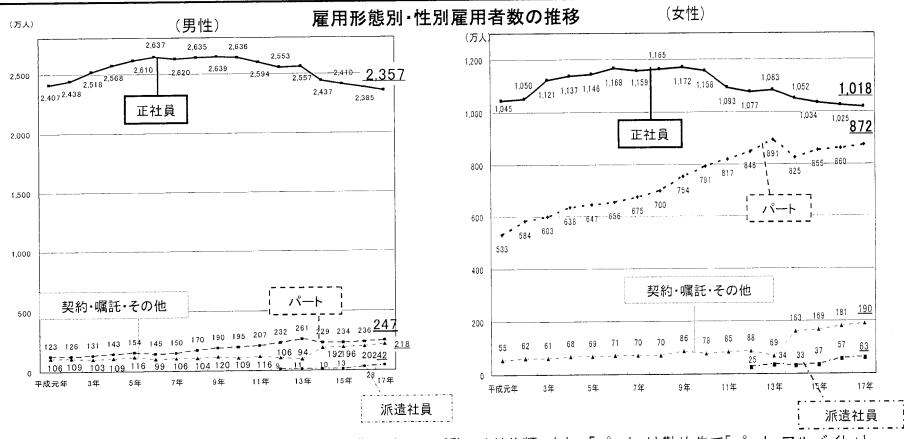
#### パート労働者の割合の推移



(注)パート労働者:週間就業時間が35時間未満の雇用者(農林業を除く)

出典: 労働力調査(総務省)

- ○正社員の数が近年減少傾向にあるのに対し、パートの数は男性、女性ともに長期的に増加傾向にある。
- 〇パートの数の増加は、労働需要側からみれば、産業構造の変化やグローバル化を背景とした 企業のコスト意識の高まりが主因と考えられる一方、労働供給側からみれば、就業意識の多 様化等を背景に、労働力を供給しやすい柔軟な形態として広がっている側面も強い。(平成18 年版「労働経済の分析」より)



(注)「正社員」、「契約・嘱託・その他」、「派遣社員」は勤め先での呼称により分類。また、「パート」は勤め先で「パート・アルバイト」と 呼称されている者。いずれも、農林業を含む全産業のもの。

出所: 労働力調査特別調査/労働力調査(詳細結果)(総務省)

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(各年平均)の数値

-19-

# 短時間労働者に厚生年金の適用を拡大した場合の年金財政への影響 (制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算)

#### ○週所定労働時間20時間以上を適用基準とする場合(310万人程度の適用拡大を仮定)

保険料賦課基準とする	厚生年金財政の 保険料収入増分①	厚生年金財政の	収支差	
総報酬月額の平均	(労使合計)	支出増分 ②	(1-2)	
6万円の場合	4,100 億円	4,800 億円	△700 億円	
8万円の場合	5,400 億円	5,600 億円	△200 億円	
10万円の場合	6,800 億円	6,400 億円	400 億円	

注. 適用拡大対象者1人当たりの年金財政への影響を以下のとおり算定。

保険料賦課基準とする	厚生年金財政の 保険料収入増分	厚生年金財政の				
総報酬月額の平均	(労使合計)	支出増分	基礎年金分	報酬比例分		
6万円	13.2万円	15.6万円	8.1万円	7.5万円		
8万円	17.6万円	18.1万円	8.1万円	9.9万円		
10万円	22.0万円	20.5万円	8.1万円	12.4万円		

ただし、上表の算定にあたっては、

- (1)保険料収入は、制度成熟時を想定して、厚生年金の最終保険料率18.3%を各々の総報酬月額に乗じて12倍。
- (2)基礎年金分の支出増分は、国民年金の最終保険料月額16,900円(平成16年度価格)を用い、適用拡大の対象となる短時間労働者の4割(適用拡大対象の短時間労働者に占める第1号被保険者等の割合の推定値)について、厚生年金が新たにこの額を負担することになるものとして算定。(16,900円×12月×0.4=8.1万円)
- (3)報酬比例分の支出増分は、当該総報酬月額で1年間加入することに伴い増加する年金の総額(平成16年度価格)を受給期間を26年として算定した。なお、算定にあたっては

可処分所得割合の変化率として 0.95

裁定後における年金額の改定が物価スライドであることの財政効果(約1割)として O.9

マクロ経済スライドによる給付水準調整割合15%を反映して 0.85

をそれぞれ乗じた。(8万円×5.481/1000×12月×26年×0.95×0.9×0.85=9.9万円)

## パート労働者へ適用拡大した場合の影響の目安

(大まかな規模を示したものであり、年金の財政計算に用いるものではない)

週労働時間·賃金水準 勤務期間		週労働時間20時間以上					
		月額 98,000円 以上 (年収117 万円以上)	月額 88,000円 以上 (年収103 万円以上)	月額 78,000円 以上 (年収88万 円以上)	下限なし	週労働時間 20時間以上 または 年収65万円 以上	制限なし
1年	適用拡大対象者数	40万人	70万人	150万人	250万人		
以上	事業主の 年金保険料負担増	400億円	600億円	1, 200 億円	1, 800 億円	_	
制限	適用拡大対象者数	40万人	90万人	180万人	310万人	400万人	900万人
なし	事業主の 年金保険料負担増	400億円	800億円	1, 400 億円	2, 200 億円	2, 800 億円	5, 900 億円

- (注1)平成15年8月に社会保障審議会年金部会に示した試算をベースとした。パート労働者の週労働時間別・年収別の分布は、当時と同様に平成13年のパートタイム労働者総合実態調査の結果を利用した。
- (注2)上記のパートタイム労働者総合実態調査に基づき、新たに適用されるパート労働者の平均賃金を下表のとおりとし、それ に保険料率(現行の14.642%、労使折半)を乗じて事業主の年金保険料負担増とした。

(なお、下表において\*印で示したところは、標準報酬の下限が設定されていないものとしている。)

	週労働時間	週労働時間20時	4.455.7.1		
月額98,000円以上	月額88,000円以上	月額78,000円以上	下限なし	間以上または年収 65万円以上	制限なし
11万円	10万円	9万円	8万円 *	8万円 *	7.5万円 *

(注3)上記の試算においては、中小零細の事業所への適用猶予措置は考慮していない。